

## 兵庫県保健医療計画一部改定に向けた対応について

県では、保健医療計画の作成・改定にあたり、基準病床数の算定に係る入院患者の受療動向及び医療提供体制の実態を把握するため、医療需給調査（入院患者調査と医療施設実態調査）を行ってきた。

従来であれば、次回の基準病床数見直し（平成 28 年 4 月）に向けた調査を本年 10 月 1 日時点で行うところであるが、国の「病床機能報告制度」導入等を踏まえ、同調査の実施については、より適切な時期及び内容になるよう、引き続き検討することとしたい。

### 1 保健医療計画の改定の状況等

#### (1) 保健医療計画改定の経過

年月	改定状況		調査内容	基準病床	備考
昭和 6 2 年 4 月	初版		入院患者調査 医療施設調査	初版	
平成 4 年 4 月	第 1 次	全面改定	〃	改定	
平成 9 年 4 月	第 2 次	〃	〃	〃	
平成 1 3 年 4 月	第 3 次	〃	〃	〃	
平成 1 8 年 4 月	第 4 次	〃	〃	〃	
平成 2 0 年 4 月	第 5 次	〃	医療施設調査 のみ	据え置き	4 疾病 5 事業の具体的な医療連携体制を位置づけ
平成 2 3 年 4 月	第 6 次	一部改定	入院患者調査 医療施設調査	改定	
平成 2 5 年 4 月	第 7 次	全面改定	入院患者調査 医療施設調査	据え置き	5 疾病 5 事業の具体的な医療連携体制を位置づけ

#### (2) 医療需給調査の内容（平成 2 3 年実施）

	入院患者調査（資料 2-1）	医療施設実態調査（資料 2-2）
目的	2 次又は 3 次保健医療圏内の入院患者の受療動向（流入・流出）を把握	県内医療機関の医療提供機能・医療資源の把握
対象	県内の病院及び有床の診療所に入院している患者（病院数：348、有床診療所数：324）	県内の病院（病院数：348）
項目	入院患者の性別、年齢、住所、疾病内容、診療科	5 疾病 5 事業を中心に医療機関の医療提供体制及び機能
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 0 月最初の開院日時点の入院患者、医療提供機能・医療資源を調査（入院患者は同日午前 0 時時点を調査）</li> <li>・ 郵送によるアンケート（書面調査）</li> </ul>	

#### (3) スケジュール（2 3 年調査）

日 程	内 容
平成 23 年 8 月	医療審議会保健医療計画部会（改定方針、調査票案提示）
10 月	医療需給調査の実施
平成 24 年 3 月	医療審議会（改定にかかる諮問）、計画部会（調査結果報告）
12 月	医療審議会保健医療計画部会（改定素案提案）
平成 25 年 1 月末～2 月中旬	パブリックコメントの実施
3 月	医療審議会（答申）

## 2 病床機能報告制度と地域医療構想の策定について

### (1) 病床機能報告制度（平成 26 年 10 月～）

#### ① 概要

- ・ 医療機関（有床診療所を含む）が、その有する病床において担っている医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期の 4 区分）の現状と今後の方向を病棟単位で選択し、都道府県に報告するもの
- ・ 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的内容に関する項目を報告

#### ② 報告すべき項目

資料 2－3 のとおり

### (2) 地域医療構想（ビジョン）の策定（平成 27 年 4 月～）

#### ① 概要

都道府県が、地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度により報告された情報等を活用して、二次医療圏等毎の各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために策定する地域医療に関する構想。

#### ② 内容

- ・ 2025 年の医療需要及び同年に目指すべき医療提供体制
- ・ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

## 3 医療需給調査の実施に当たっての課題

### (1) 病床機能報告制度の導入に伴うもの

- ・ 同制度による報告は本年 10 月中に行う必要があり、本県の医療需給調査を従来の時期（保健医療計画改定予定時期の 1 年 6 ヶ月前）に行った場合には、医療機関に対し調査回答の負担を同時期に重複してかけることになること。

### (2) 地域医療構想策定（平成 28 年）に伴うもの

- ・ 病床機能報告制度を踏まえて新たに策定する地域医療構想と現在の基準病床制度との関係が不明確

## 4 今後の進め方について

上記 3 に掲げる課題がある一方で、医療法上平成 28 年 4 月には基準病床数の見直しを行う必要があることから、地域医療構想策定等の情報収集に努めつつ、同見直しに向けた医療需給調査について、より適切な内容及び時期に実施することとしたい。

なお、同調査の実施に先立っては、改めて当部会にお諮りしたい。